

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第一章 日本社会党

八 第二回党全国大会

社会党は立党大会後初めての党大会を二一年九月二八、九、三十の三日間にわたつて、東京中央大学講堂で開催した。

本大会には片山書記長はじめ、本部役員、所属全代議員、全国各都道府県代議員七百五十名が参集したが、議長には松岡駒吉氏、副議長には米窪満亮、松本治一郎の両氏が選任された。

上程された議案は、運動方針(西尾末広氏)一般政策(原彪之助)規約改正(田原春次氏)他十三項目であつたが、それらは逐次各委員会に付託された。各委員会はこの議案を審議した結果大会に報告し、いずれも委員長の報告通り決定された。

なお最後の議案であつた役員の選出は、左右両派の抗争のまとなつたが結局次の通り決定された。

△執行委員長 片山 哲氏

△書記長 西尾末広氏

△会計 細野三千男氏

この大会で決定され一般政策、インフレ対策、肥料国管政策は次の通りである。

一 般 政 策

(1) 政治 一、民主々義的憲法附属諸法典の制定 二、参議院職能代表制の実現 三、法律案件の民主化と国会法によるその実現 四、戦争の原因とその責任の究明 五、大選挙区比例代表制の採用、選挙公営の徹底、満十八歳以上の男女に選挙権被選挙権の賦与 六、行政、司法機構並に官吏制度の根本的改革 七、軍国主義、ファシズム並に官僚主義の絶滅とその復活の防止

(2) 外交 一、秘密外交の打破、国民外交の展開 二、ポツダム宣言に基く国際義務の履行 三、国際聯合並に国際機関への参加、国際的地位の回復 四、世界各国の社会主義政党その他無産階級団体との提携 五、世界の軍備撤廃、圧制と搾取なき世界恒久平和の確立 六、平和会議に対する基本的方策の樹立

(3) 財政 一、戦時利得の没収、富の再分配の実現 二、政府補償の打ち切り、軍事公債の棒引 三、有産階級の負担によるインフレ悪性化の防止 四、財産税の徹底、所得税、相続税の高率累進賦課 五、恩給、年金制の廃止、国民年金制の創設 六、計

画経済にともなふ財政計画の樹立、予算編成方針の民主化 七、新幣制の確立、幣価の安定

(4) 経済 一、社会主義的計画経済の実現 二、最高経済会議の設立、経済安定本部の改革 三、鉄鋼業、石炭礦業、人造肥料工業、電気事業、海運業その他重要産業の国営と社会化 四、銀行、信託、保険事業等の社会化 五、鉄道、郵便、電信、電話など国営事業並に専売事業経営の社会化 六、資材と資本の計画化による産業の復興 七、中小産業の復興助成とその協同組合化 八、通商協定の締結、貿易の発展 九、消費組合法の制定とその組織の促進 十、主要食糧配給量の増額、その制度の改善

(5) 労働 一、労働省の設置 二、労働権の確立並に労働者の生活保障 三、労務調整法の改正——罷業権の確立 四、労働組合と農民組合の有機的提携の促進 五、労働者の民主主義教育の徹底 六、産業の管理に対する労働者、従業員への参加 七、最低賃金制度の確立 八、一週四十八時間労働制の実施(坑内三十六時間制) 九、完全雇用を目標とする失業対策の実施

(6) 農業 一、農地制度の根本的改革—農地の合理的分配、耕作権の確立、小作料の徹底的軽減 二、大規模農地の開墾、創設 三、農業の集団化ならびに機械化 四、有畜農業ならびに多角経営の助長 五、農業保険制度の確立 六、肥料および飼料の国営 七、農民組合法の制定 八、農業団体の民主化 九、耕作者を基礎とする協同組合の徹底 十、林業の協同組合化 十一、水産省の設置 十二、水産業団体法の廃止、漁民協同組合法の制定 十三、遠洋漁業の協同組合化の促進 十四、農山漁村工業の振興促進

(7) 社会 一、国土計画の樹立、戦災復興の急速なる実現 二、失業、保健、養老、寡婦、孤児、教育等を包含せる社会保険制の実施 三、戦傷病者、戦死者遺族の援護施設の改善 四、生活保護法の徹底的改正 五、家庭審判所の設置 六、戦災者並に引揚同胞の援護の徹底 海外同胞対策の促進 七、国家の負担と責任による住宅問題の解決、大邸宅の強制解放と戦災者応急住宅の急設 八、衛生、保健施設の拡充 九、国民休養のための公民館の設置 十、封建的身分制による被壓迫部落大衆の完全解放とその国家保障

(8) 青年 一、青少年に対する民主主義的育成運動の展開 二、徒弟制度の撤廃、強制的寄宿制度の廃止 三、二十歳未満労働者に対する深夜作業と危険業務の禁止 四、二十歳未満労働者の六時間制の実施 五、十五歳未満の労働無条件撤廃 六、国立青少年図書館の開設とその無料解放 七、勤労青年のための国立労働学校の設置 八、浮浪青少年に対する保護の強化

(9) 婦人 一、婦人局の設置 二、男女同権の原則に基き、婦人を拘束せる一切の慣習、制度、法律の廃止 三、封建的家族制度を廃棄せる家庭法の制定 四、男女教育、就業の機会均等地位待遇の差別撤廃 五、婦人労働者の深夜業と坑内労働の禁止 六、産児調節相談所の設置 七、婦人に対する政治教育の普及徹底 八、乳幼児、児童に対する給与ならびに保護施設の改善と普及

(10) 教育 一、民主主義的教育理念の確立、教育制度の根本的改革 二、教育と勤労の結合、社会主義知識の普及 三、社会教育施設の普及徹底 四、教育者の待遇改

善と地位の向上 五、教職員の自主的組織の促進強化 六、資財なき英才教育の国費負担 七、科学技術の振興と研究機関の充実 八、国民の科学および技術知識水準の向上 九、師範教育の根本的改廃 十、教授法の改善と総合的教科書の編集 十一、高等教育機関の地方分散

(11) 文化 一、世界文化の自由なる攝取と新日本国民文化の建設 二、人格の尊厳に基く社会連帯精神の昂揚 三、民主主義的文化運動の支援と誘導 四、地方文化の振興 五、文化財の維持保存と公共的運用 六、国立美術館、国立博物館および国立劇場の設立 七、芸術の尊重とその自由の確保、芸術家の優遇 八、民衆娯楽機関の拡充 九、スポーツの普及による国民優位の向上 十、新生活運動の展開 十一、国語の純粹化と国字の改良 十二、国際語としてのエスペラントの採用 十三、メートル法度量衡の採用

インフレ対策

◇基本方策

一、インフレ防止が産業復興の前提となるので、水膨れ資本の徹底的な整理、游休的資本の国家管理を要求、インフレから生産を切り離すためにも、産業を重点的にとりあげて国家と国民の協力による経済外の強引の力によつて復興し、再建せしめる以外にない。

即ちこの復興、再建は、必然に社会主義理念に基く総合的な計画経済の下に石炭、鉄鋼、化学肥料、電力の各部門並に高度の公共性に鑑み、金融部門を社会化された国有乃至国家管理下におかなければならぬ。

二、生産のための設備並に原料、補助材等は、貿易が正常に回復するに到るまでの相当期間は、私的所有をゆるさない貴重な社会的所有であり、日本再建のため直ちに国家管理に移さなければならぬ。

三、国家管理下の資材と資本を中小資本のために専門銀行を設けて優先的に給与するほか「商工協同組合法」の改正を通じて、中、小工業をして大資本又は問屋資本の圧迫と従属より解放し真に中、小工業の助長、発展のための協同組合たらしめる。

◇通貨対策

一、わが党の基本政策たる「幣制の確立、幣價の安定」を全面的に押し出してインフレの根源を解決する抜本的方針をとらなければならない、第一に政府は通貨面に対する政策を三段階に区別してすでに遂行しつつあること、第二に「幣制の確立、幣價の安定」を前提条件とする連合国との通商協定並にブレトン・ウツヅ協定に関する会議が明年の五、六月ごろと予想される講和会議につづいて開催される予定の期日が近づきつつあることである。

二、ブレトン・ウツヅ協定は加盟国の義務として、自国の通貨が金または純分量によって表示された平価を基礎として、為替取引のおこなわれることが規定されているから、金量目の切下げ乃至貨幣単位の変更による幣価切下げのおこなわれることはやむを得ざることであり、これを目標に準備しなければならぬ。

三、然らば、それまで「円紙幣」の氾濫を放置すべきであろうか、

この課題については、若干の検討を加へなければならぬ問題がある。新円の再封鎖の問題であるが、交換する「新々円」紙幣の印刷能力に関する技術上のことはともかくとするも、現在の通貨量の六百余億円のうち、いかんとも処置すべき方法の無いといはれる外人所有の偏在してある紙幣を除けば、それは現在の流通過程における物価と速度より見て大体は必要量であると断じ得る。

四、最後にわが党のインフレ対策を強力かつ有効に遂行するための必然の結論として、われわれは金融機関の社会化の方式による国家管理を主張しなければならない。

五、金融機関の社会化の方式による国家管理の機構、職能等については単独の政策案として決定することとし、日銀は国有とし統制力を強化する、舊財閥銀行の整理後の株式は国家管理に移譲する、日銀以外の金融機関は銀行、信託協議会、保険協議会組合金融協議会、証券金融協議会に組織され、金融国家管理委員会の下に置かれる。

金融国家管理委員会は、日銀の社会化された経営委員会(又は常任理事会)を中心に、大蔵省代表、預金部代表、復興金融金庫代表、各協議会代表、各産業部門の労資代表、学識経験者等々を以て構成され、金融面のあらゆる計画、措置に関する最高の決定権を持つ。

重要化学肥料国営案並に生産配給方式要綱

▽国営化の対象—硫安並に石灰窒素を生産する全事業工場並にその附属施設を国営とする。

▽補償—補償価格は総理大臣の任命せる評価委員会において決定する、補償額は原則として公債を以て支払ふ。

▽肥料庁の設置—(1)肥料庁を設置し商工、農林両省より肥料関係及び関連化学工業関係の権限並に日本肥料株式会社による配給関係の権限を之に移管し生産及び配給の一元的行政運営機構を確立する。(2)肥料庁長官には国務大臣を以て之に充て従来の官僚的機構を根本的に刷新し民間の有識経験者を登用する。(3)肥料庁の所管する生産配給品の種目は左の通りである。

硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里、硫硝酸アムモニヤ、カーバイト、メタノール、酸素、副製品たる有機合成品、及び主要有機質肥料

▽肥料審議会の設置—内閣に肥料審議会を設置し肥料の生産配給に関する主要なる諸計画を立案議決し、また肥料行政全般に対し査察を行ふ。

▽生産方式—(1)農民組合、農業法、其他農民の民主的組織に依る肥料委員会に依り重要化学肥料の需要を測定し、部落—町村毎に申告せしめ、農業会—県当局のルートを通じて国家肥料庁の手に集中せしめる。(2)肥料庁に於ては食糧及び其他農産物の増産計画に対応して重要化学肥料の緊急二ヶ年増産計画を設定し、年次別生産計画による生産目標を定める。(二ヶ年後には完全に農村の需要を満し得るやうにする)

▽経営方式—各工場毎に経営委員会、各職場毎に能率(若くは職場)委員会を自治的に組織し、また工場連絡協議会をつくる。

▽配給機構—従来の日本肥料株式会社による配給機関を解消し、肥料庁より直接に民主的に改革せられたる道府県農業会肥料委員会—町村農業会肥料委員会—部落実行組合肥料委員のルートを通じ農業生産の実態に即応して重点的且つ公平に配給する。

▽価格決定—(1)硫安、石灰窒素以外の化学肥料並に他の産業部門より副製品として生産される化学肥料については肥料庁に於て適当なる価格により独占的に買上げる。(2)肥料庁に於て取扱ふ配給価格は米價を基準とし各種肥料種目の生産費を參酌して肥料審議会の議決を経て肥料庁之を決定する。

更に党大会で役員と機構を更新した社会党では、十日の中央執行委員会の結果、本部人事をつぎの通り決定した。

△政務調査会長森戸辰男、相談役水谷長三郎、鈴木茂三郎△ 議会委員長兼スポークスマン水谷長三郎 △選挙委員長平野力三 △代議士会長佐竹晴記 △統制委員長未定 △組合委員長加藤勘十 △組織部長長田原春次 △宣伝部長富吉栄二 △教育部長鈴木義男 △文化部長松本淳三 △青年部長黒田壽男 △婦人部長赤松常子 △民情部長井上良二 △渉外部長兼社会新聞主幹米窪満亮 △庶務部長未定 △無任所執行委員荒畑寒村、鈴木茂三郎、野溝勝、伊藤卯四郎、正木清、松永義雄、米山久子

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
